

## 三春交流館「まほら」使用料

三春交流館使用料	1. 施設使用料	(1) 基本使用料
		(2) 特別使用料
	2. 設備使用料	(1) 舞台設備
		(2) 音響設備
		(3) 照明設備
		(4) 複写機・印刷機等
		(5) その他
	3. 冷暖房等使用料	

### 1. 施設使用料

#### (1) 基本使用料 (町内)

		～H30. 3. 31		H30. 4. 1～	
		9～17時	17～21時	9～17時	17～21時
		1時間当り：円		1時間当り：円	
まほらホール 一式	平日	3,100	4,000	3,300	4,200
	土日祝	3,900	5,000	4,200	5,400
舞台	平日	1,000	1,300	1,100	1,400
	土日祝	1,300	1,700	1,400	1,800
客席	平日	1,900	2,500	2,000	2,600
	土日祝	2,400	3,100	2,600	3,300
ホワイエ	平日	1,000	1,300	1,100	1,400
	土日祝	1,300	1,700	1,400	1,800
小ホール		900	1,100	1,000	1,300
A室 (楽屋)		500	600	600	700
B室 (楽屋)		500	600	600	700
C室 (学習室)		400	500	500	600
D室 (学習室)		400	500	500	600
和室 (大)		600	700	700	900
和室 (小)		400	500	500	600
交流広場		500	600	600	700

(2) 特別使用料

		～H30. 3. 31	H30. 4. 1～
入場料徴収 加算料	1,000 円未満	基本使用料に 20%加算	基本使用料に 20%加算
	1,000 円以上 3,000 円未満	基本使用料に 30%加算	基本使用料に 30%加算
	3,000 円以上 5,000 円未満	基本使用料に 60%加算	基本使用料に 60%加算
	5,000 円以上	基本使用料に 100%加算	基本使用料に 100%加算
時間外使用料		超過使用直前直後の 基本使用料の 130%	超過使用直前直後の 基本使用料の 130%
営業使用料		入場料徴収加算料が ない場合のみ 基本使用料の 150%	基本使用料の 150%
準備等使用料		基本使用料の 70% (ただし、時間外使用 の場合は適用なし)	基本使用料の 70% (ただし、時間外使用 の場合は適用なし)
楽屋使用料		基本使用料の 40% (ただし、時間外使用 の場合は適用なし)	
町外使用料		(特別使用料計算後) 施設使用料の 150%	(特別使用料計算後) 施設使用料の 150%

※ 1 時間に満たない場合は、これを 1 時間に切り上げて計算する。

※ 算出した総額に 10 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## 2. 設備使用料

### (1) 舞台設備

		～H30. 3. 31	H30. 4. 1～
		1時間当り：円	1時間当り：円
映写スクリーン	1式	1,050	1,100
音響反射板	1式	1,150	1,200
コンサートピアノ	1台	2,100	2,200
平台	1台	40	40
演台（3点セット）	1式	250	250
司会者台	1台	100	100
バレエシート	1式	500	500
地絨	1枚	150	150
緋毛氈	1式	40	40
長座布団	1枚	40	40
めくり台	1台	30	30
国旗・町旗パネル	1式	30	30
オーケストラ用ひな壇	1段	350	350
指揮者台	1台	30	30
指揮者用譜面台	1台	30	30
演奏者用譜面台	1台	10	10
演奏者用椅子	1脚	10	10
コントラバス用椅子	1脚	30	30
チェロ用椅子	1脚	30	30
ピアノ用椅子（背付型。 椅子のみ使用の場合）	1脚	30	30
ピアノ用椅子（ベンチ型。 椅子のみ使用の場合）	1脚	50	50
16mm 映写機	1台	1,500	1,500
液晶プロジェクター	1台	1,000	1,000
センターカメラ（録画での 使用。録画用機材含む）	1式	1,000	1,000

(2) 音響設備

		～H30. 3. 31	H30. 4. 1～
		1時間当り：円	1時間当り：円
2点吊りマイク装置	1式	750	800
拡声装置	1式	400	400
CDプレーヤー	1台	150	150
カセットレコーダー	1台	150	150
MDレコーダー	1台	200	200
DATレコーダー	1台	200	200
CD/S D/USB レコーダー	1台	150	150
可搬型スピーカー	1組	200	200
ハンド型ワイヤレスマイク (スタンド付)	1本	150	150
タイピン型 ワイヤレスマイク	1本	150	150
ダイナミック型 マイクロホン (スタンド付)	1本	100	100
コンデンサ型 マイクロホン (スタンド付)	1本	100	100
ダイレクトボックス	1台	150	150
持込機器	1kwに付き	70	70

(3) 照明設備

		1時間当り：円
Aセット (地明り)	1式	600
Bセット (50kwまで)	1式	1,300
Cセット (100kwまで)	1式	2,600
Dセット (150kwまで)	1式	3,900
セット外の照明器具	1kwに付き	70
エフェクトマシン (先玉含む)	1台	100
ミラーボール	1台	150
センターフォローピンスポットライト	1台	200
カラーフィルター	1枚	50
持込機器	1kwに付き	70

(4) 複写機・印刷機等

		円
複写機 (白黒)	1 枚	10
複写機 (カラーA 4 以下)	1 枚	60
複写機 (カラーA 4 より大きい)	1 枚	100
印刷機 (白黒)	1 枚	5
大型プリンタ (白黒)	A 2	330
大型プリンタ (白黒)	A 1	670
大型プリンタ (カラー)	A 2	500
大型プリンタ (カラー)	A 1	1,000
大型プリンタ (白黒)	1 m 当たり	800
大型プリンタ (カラー)	1 m 当たり	1,200

(5) その他

		円
ポータブル液晶プロジェクター	1 台 1 日に付き	1,000
持込電気器具	1 kw 1 時間に付き	70
L 型パネル	1 台 1 日に付き	200
クラブロッカー	1 個 1 ヶ月に付き	200
ダビング費 (MD / CD / カセットテープ)	1 台 1 回	1,000
媒体 (CD / DVD)	1 枚	100

※1時間当りの設備使用料は、当該設備を実際に使用している時間ではなく、施設使用の時間で計算する。ただし、催事等が予定より早く終了し、施設使用時間を短縮して退館する場合は、その退館時間で計算する。なお、1時間に満たない場合は、これを1時間に切り上げて計算する。

※持込器具を1kw未満の端数がある場合は、これを1kwとして算定する。ただし、0.1kw未満の軽微な電力使用のみの場合は無料とする。

※算出した総額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

### 3. 冷暖房等使用料

	～H30. 3. 31	H30. 4. 1～
	1 時間当り：円	1 時間当り：円
舞台・客席	1,160	1,250
ホワイエ	510	550
小ホール	600	650
A室（楽屋）	250	300
B室（楽屋）	250	300
C室（学習室）	250	300
D室（学習室）	250	300
和室（大）	350	400
和室（小）	150	200

	1 日：円	1 日：円
シャワー室使用料	1,000	1,050

	1 回：円	1 回：円
まほらホール客席 レイアウト変更使用料	4,000	4,200

※まほらホール客席レイアウト使用料は、まほらホール1階の108席以上（27台）の客席の撤去等を行う場合の使用料をいう。

※1時間に満たない場合は、これを1時間に切り上げて計算する。

《使用料の減免》

	施設 使用料	設備 使用料	冷暖房等 使用料
町	100%	100%	100%
町内の保育所、幼稚園、 小学校、中学校	100%	100%	100%
国、県	50%	50%	0%
地方自治法第 157 条に該当する公共的団体 生涯学習活動団体			
まほらホール、客席のみ、 舞台のみ、ホワイエのみ	60%	60%	0%
その他の施設	100%	60%	0%
		複写機・印刷機等 0%	
町長が特に必要と認めた場合	町長が定める率		0%

《使用取り止めによる施設使用料の返還》

	返還申請期限	返還率
まほらホール、 小ホール、交流広場	使用開始 6 月前まで	70%
	使用開始 1 月前まで	50%
	使用開始 1 月を切った場合	0%
その他の施設	使用開始 1 月前まで	100%
	使用開始 7 日前まで	70%
	使用開始 7 日を切った場合	0%

※施設使用料は前納が原則だが、未納の場合は、返還額を差し引いた額がキャンセル料として発生する。

※設備使用料と冷暖房等使用料は、事後精算のため発生しない。